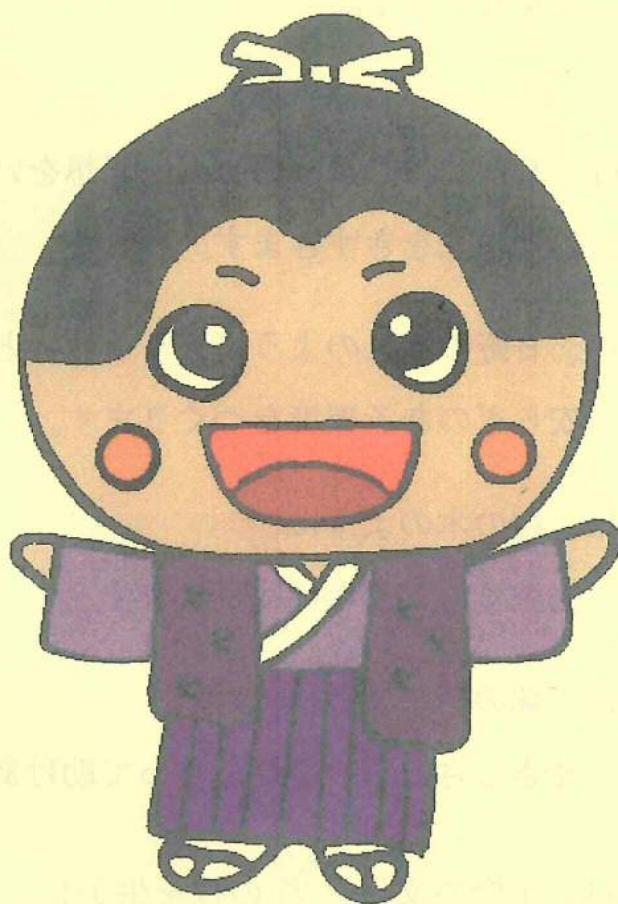


令和4年度
ふくま振興会定期総会
議案書



わたしたちの誓い

— 越前市民憲章 —

わたしたちは、恵まれた自然と輝かしい伝統にはぐくまれた越前市民です。

この郷土を愛し、心と力をあわせ、なおいっそうの発展をめざすため、次のことを誓います。

- わたしたちは、日野の峰のように、高い理想をいただき、
豊かな未来をきずきます。
- わたしたちは、日野の流れのように、うるおいと
安らぎのある環境をつくります。
- わたしたちは、桜の木のように、
力強くすこやかに成長します。
- わたしたちは、菊の花のように、
やさしさと思いやりをもって助けあいます。
- わたしたちは、国府の文化と匠^{たくみ}の技を生かし、
学びの輪をひろげ、世界にはばたきます。

令和4年度 ふくま振興会定例総会 議案

第1号議案

- (1) 令和3年度事業報告について
- (2) 令和3年度収支決算報告及び監査報告について

第2号議案

ふくま振興会第6期地域自治振興計画（案）について

第3号議案

- (1) 令和4年度事業計画（案）について
- (2) 令和4年度収支予算（案）について

第4号議案

令和4年度ふくま振興会会費（案）について

第5号議案

令和4年度 役員の承認について

令和3年度 事業報告

部会	事業名	参加者数等	内容報告
総務 広報部	自治振興会運営に関する事業		<ul style="list-style-type: none"> ・振興会活動保険業務 ・自治振興会の運営に関する事務局業務 ・総会、地域ミーティング等 会議の開催 ・企画会議及び理事会の開催
	広報事業		<ul style="list-style-type: none"> ・広報ふくま発行（月1回 公民館共催）
	研修事業	322	<ul style="list-style-type: none"> ・服間わいわい塾（5月～3月）〈公民館学級共催〉 ・ふくま高齢者学級（5月～3月） 〈公民館学級・シニアクラブ共催〉 ・男女共同参画事業（健康講座、料理教室）
	夏まつり事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> ・ふくま花火大会（8/7）
	今立4地区連携イベント事業	中止	<ul style="list-style-type: none"> ・越前げんきフェスタ中止
防災 安全部	安全防災環境整備事業	2町内	<ul style="list-style-type: none"> ・町内防災備品整備補助（2町内） ・倉庫整備
	防災啓発活動事業	25	<ul style="list-style-type: none"> ・防災備品点検補充 ・原子力総合防災訓練（10/30） ・研修会実施（1/18）
	見守り活動事業		<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全看板設置 ・ポリスサタ ・防犯カメラ設置（3台）
	防犯灯補助事業	14町内	<ul style="list-style-type: none"> ・町内管理防犯灯電気料補助（14町）
生活 環境部	狭隘道路の除排雪に関する事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> ・除雪（A路線）除雪費補助（B路線）
	町内整備事業	8町内	<ul style="list-style-type: none"> ・区道整備、公民館整備等
	有害鳥獣対策事業	36	<ul style="list-style-type: none"> ・豚処分地環境対策説明会（7/20, 3/10） ・コウノトリ講演会（9/26） ・コウノトリパネル展示（2/15～3/24）
	雪解けクリーン作戦事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内にてゴミ拾い、側溝の泥上げ等 （3～4月）用具、お茶の配布
	河川一斉清掃事業	地区全体	<ul style="list-style-type: none"> ・各町内にて河川、堤防の草刈り清掃（7～8月）

部会	事業名	参加者数等	内容報告
福祉部	ふれあい いきいきサロン事業	16町内	・ふれあいいきいきサロンの活動支援 仲間とのふれあいを通じて健康維持、 介護予防に努める
	おたっしや会事業	344	・おたっしや会記念品配布 (9/19)
	福祉ネットワークの強化事業		・福祉ネットワーク会議 (隔月) ・介護サポーター養成講座 (3回) ・先進地視察 (美浜町)
	ふれあい食事サービス事業	168	・ふれあい食事サービス (12/18)
青少年育成部	集落子供会活動支援事業	2町内	・町内子供会活動助成 (2町内)
	地域子供教室支援事業	614	・子供教室のびのび服間っ子 (公民館学級共催) 七夕飾り、クリスマスイルミネーション点灯式 合宿通学
	青少年地域定着促進事業	20	・新成人 (20名) を祝福 (1/9) 記念集合写真、フォトブック ・新成人おしゃべりサロン
	新生児地域祝福事業	7	・服間地区に誕生した新生児に記念品
健康スポーツ部	地区体育祭事業	中止	・地区体育祭中止
	各種スポーツ愛好者大会事業	44	・世代間交流SMホークリング大会 (12/12) (シニアクラブ、公民館共催)
	健康づくり事業	20	・3歳児虫歯のない子表彰 (10/20) ・健康づくり講習会 (2/26, 3/26)
	スポーツ育成事業	36	・ニュースポーツ備品整備 (ボッチャ)
歴史文化部	文化祭事業	319	・ふくま総合文化祭 (10/16~17)
	服間のお宝発掘事業		・小次郎公園お花見ちょうちん事業
	柳の滝維持管理事業		・柳の滝整備・観光地の管理、清掃 等
	ふくまブランディング事業		・ふくまがじん制作 ・「こじろうくん」PRコーヒー試飲会 (12/11)

第1号議案

令和3年度
ふくま振興会一般会計

決 算 書

令和3年 4月 1日～令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正予算額	決算額	予算差異	摘 要
収入	7,500,000	7,496,000	10,597,150	-3,101,150	
前年度繰越金	1,170,242	1,170,242	1,170,242	0	R2年度より
地域自治振興交付金	3,983,000	3,983,000	6,936,000	-2,953,000	事業交付金： 3,820,000 除雪交付金： 3,116,000
会 費	1,115,400	1,104,400	1,104,400	0	@2,200×502世帯(22町内)
市・県補助金	926,000	926,000	926,000	0	生活支援推進事業交付金：720,000 河川一斉清掃事業： 206,000
助成金	204,000	211,000	211,000	0	社協福祉推進員対策事業助成金
参加費・会費	50,000	50,000	209,610	-159,610	配食サービス・学級参加費
事業収入	50,000	50,000	0	50,000	
その他	1,358	1,358	39,898	-38,540	預金利息、コピー代、備品貸出料 他
【収入合計】	7,500,000	7,496,000	10,597,150	-3,101,150	

科 目	当初予算額	補正予算額	決算額	予算差異	摘 要
支出	7,500,000	7,496,000	9,443,326	-1,947,326	
総務広報部	2,540,000	1,890,000	1,861,850	28,150	
自治振興会運営に関する事業	900,000	900,000	882,802	17,198	活動保険、事務局運営費、事務用品 他
広報事業	160,000	160,000	150,237	9,763	「広報ふくま」発行
研修事業	180,000	180,000	184,049	-4,049	公民館学級(2講座)他
夏まつり事業	1,200,000	650,000	644,762	5,238	ふくま一斉花火大会
今立4地区連携イベント事業	100,000	0	0	0	越前げんきフェスタ(中止)
防災安全部	400,000	1,350,000	1,030,475	319,525	
安全防災環境整備事業	50,000	600,000	468,520	131,480	防災備品整備事業(2事業)・倉庫整備
防災啓発活動事業	50,000	50,000	2,423	47,577	防災研修会
防犯灯補助事業	100,000	100,000	56,922	43,078	防犯灯電気料金補助(14町内)
見守り活動事業	200,000	600,000	502,610	97,390	ポリスサンタ・防犯カメラ3台

決 算 書

(単位：円)

科 目	当初予算額	補正予算額	決算額	予算差異	摘 要
生活環境部	703,000	803,000	3,686,140	-2,883,140	
狹隘道路の除排雪に関する事業	163,000	163,000	3,116,475	-2,953,475	除雪作業代(A路線) 除雪費町内助成(B路線)
町内整備事業	250,000	350,000	302,000	48,000	8事業
有害鳥獣対策事業	30,000	30,000	9,518	20,482	豚糞対策水質調査説明会
雷融けクリーン作戦事業	50,000	50,000	51,847	-1,847	各町内用具備布
河川一斉清掃事業	210,000	210,000	206,300	3,700	河川一斉清掃町内補助金(17町内)
福祉部	1,700,000	1,700,000	1,617,443	82,557	
ふれあいいきいきサロン事業	250,000	250,000	240,000	10,000	サロン運営費助成(15町内)
おたっしや会事業	420,000	420,000	375,367	44,633	おたっしや会開催費
福祉ネットワークの強化事業	850,000	850,000	851,381	-1,381	福祉ネットワーク会議
ふれあい食事サービス事業	180,000	180,000	150,695	29,305	配食サービス
青少年育成部	400,000	400,000	340,683	59,317	
集落子供会活動支援事業	70,000	40,000	19,000	21,000	子供会活動助成(2町内)
地域子供教室支援事業	170,000	170,000	161,463	8,537	子ども教室のびのび服間っ子活動
青少年地域定着促進事業	80,000	80,000	67,397	12,603	新成人を祝う会 20人
新生児地域祝福事業	80,000	110,000	92,823	17,177	お祝い・記念品 7人
健康スポーツ部	600,000	200,000	131,121	68,879	
地区体育祭事業	400,000	0	0	0	中止
各種スポーツ愛好者大会事業	90,000	90,000	48,199	41,801	世代間交流SMボーリング大会
健康づくり事業	50,000	50,000	35,010	14,990	健康づくり講習会 虫歯のない子表彰
スポーツ育成事業	60,000	60,000	47,912	12,088	ニューススポーツ用具整備(ポッチャ)
歴史文化部	800,000	800,000	775,614	24,386	
文化祭事業	350,000	250,000	242,659	7,341	ふくま総合文化祭
服間のお宝発掘事業	50,000	50,000	47,850	2,150	小次郎公園活動費助成
柳の滝維持管理事業	100,000	100,000	100,000	0	遊歩道・滝周辺・登山道整備費助成(柳元町)
ふくまブランディング事業	300,000	400,000	385,105	14,895	ふくまがじん制作 こじろうカフェ試飲会開催
予備費	357,000	353,000	0	353,000	
【支出合計】	7,500,000	7,496,000	9,443,326	-1,947,326	
当期収支差額	0	0	1,153,824		

監 査 報 告 書

下記の事項に関して、監査を実施いたしましたので報告いたします。

記

1. 令和3年4月1日から令和4年3月31日までのふくま振興会事業実施に当たり、各事業が適正に実施されたか。
2. 各事業実施に当たり、事業計画・請求書・領収書等附属書類が適正に整備されているか。
3. 事業費の入金及び出金は、所定の手続きを得て処理されているか。
4. 印章・預金通帳及び関係会計諸帳簿の記載及び保管は、適正にされているか。
5. 各諸帳簿の決裁手続きは、適正になされているか。
6. 備品購入後、備品台帳に記載し備品管理を適正に行っているか。
7. その他受付文書・発送文書の諸手続き及び会議録等自治振興会運営における関係書類の保管は、適正になされているか。

以上の項目に関して、監査を実施いたしました。

令和4年 4月12日

監事

伊藤 良一

監事

石本 俊治

意 見 書

監事

伊藤 良一

監事

石本 俊治

令和4年 4月12日 ふくま振興会の事業運営並びに、会計監査を実施いたしましたので、それに関する意見書は下記のとおりであります。

記

1. 令和3年4月1日より令和4年3月31日までのふくま振興会事業が適正に実施されていた。
2. 各事業実施に当たり、事業計画・請求書・領収書等附属書類は適正に整備されていた。
3. 事業費の入金及び出金は、所定の手続きを得て処理されていた。
4. 印章・預金通帳及び関係会計諸帳簿の記載及び保管は、適正になされていた。
5. 各諸帳簿の記載及び保管は、適正になされていた。
6. 備品台帳の記載及び保管は、適正になされていた。
7. その他受付文書・発送文書の諸手続き及び会議録等自治振興会運営における関係書類は、適正になされていた。
8. 預金通帳の残高は、元帳と一致していた。

第2号議案 ふくま振興会第6期地域自治振興計画（案）

1. 計画の期間

令和4年度 から 令和6年度（3ヵ年）

2. 地区の現況

服間地区は、高齢化率が41.07%（市内平均29.02%、全国28.7%）と越前市内で最も高く、高齢者世帯や一人暮らし世帯は約2割、高齢者二人暮らしを含めると全世帯数の約1/3にのぼります。

団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）も間近に迫っています。現在、人口50人未満又は高齢化率が50%を超える町内は地区内に7町あり、今後さらに住民生活の基本的な地域単位である集落の小規模化が進み、高齢者割合が高い集落が増加して、活動人口の急激な減少による集落機能の低下が懸念されます。

地区の高齢化、人口減少の進行により、

- ・ 集落機能を支える担い手の減少
- ・ 住民同士の共同活動の機会の減少
- ・ 耕作放棄地や空き家の増加、山林の荒廃・獣害の発生
- ・ 祭等の集落の伝統文化の消失

をはじめ様々な面に影響が及んでいますが、単体の集落では解決に困難な課題生じており、地区の連帯や協働の必要性が増してきています。

昨年よりの新型コロナウイルス感染症の影響により、特に交流を図るイベント・行事が軒並み中止・自粛に追い込まれています。今後数年間は、新型コロナウイルス感染症の影響が続くと言われていますが、事業活動を一旦中止すると、それが長期間に渡った場合、関係者との連携の希薄化やノウハウの伝達の中断など、再開にあたっての障壁が増してくる恐れがあります。交流機会の減少とともに事業活動や組織運営を継続していく上でも課題が出てきます。

・ 地区の現況（令和4年1月1日現在）

地区面積：2,107.3ha 行政区数：22区

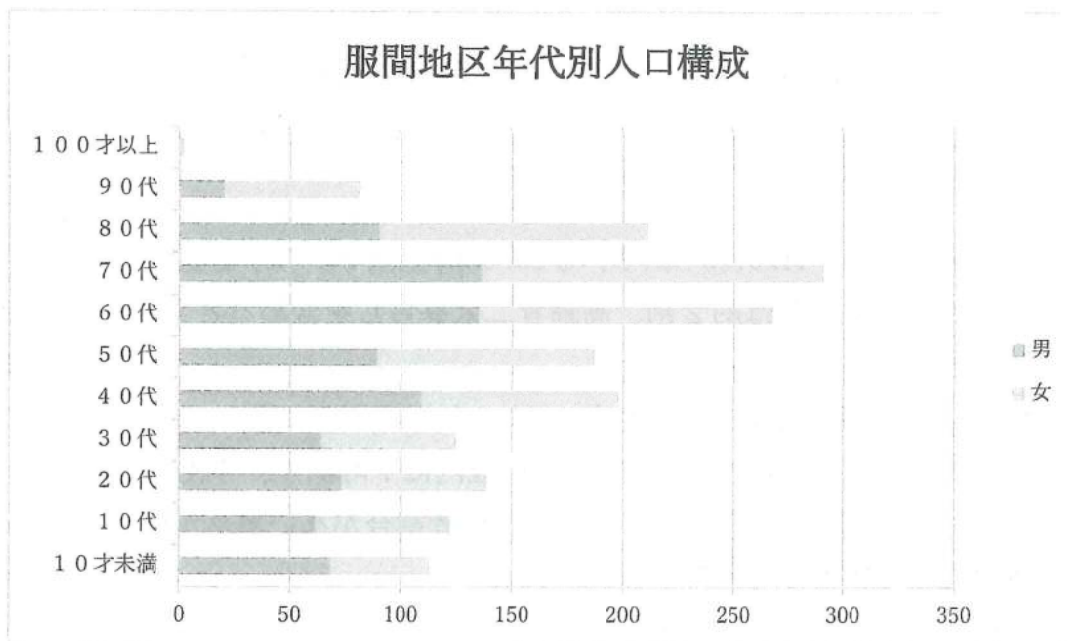
世帯数：598世帯 平成18年度（616世帯）から2.8%減

（内65歳以上の一人暮らし123世帯[令和3年4月1日現在]）

人口：1737人 平成18年度（2,265人）から22.8%減

高齢化率：41.07 %（市内平均 29.02 %）

小学生児童数：77人 平成18年度（125人）から38.4%減



3. 地区の課題

近年の行政の効率化に伴い、「地域の個性を活かした住民の自立的、主体的なまちづくり」の流れが強まり、地域の身近な課題への取り組みは、住民自らが考え、行動することが求められています。ふくま振興会第6期地域自治振興計画では、次の三つの観点から課題に取り組んでいきます。

1) 少子高齢化に対応できるコミュニティの形成

高齢者人口の増加と若年人口の減少により高齢化率は越前市内でも最も高い地区となっています。高齢者世帯や一人暮らしの方が多く、子供が少ない状態はこれからも続いていくと考えられます。

高齢者が健康で長生きでき、子供が楽しく幸せに育つ環境づくりをめざすとともに、若者が住み続けたいような地域独自のコミュニティづくりが望まれます。

日常生活を維持できる「見守り」の仕組み作りが必要です。

町内や地区の事業遂行にあたっては、地区住民相互の連帯を強め、協働の力を発揮出来るよう配慮し、少数の特定の人に負担が集中しないようにみんなで役割を分担し、協力していく必要があります。

2) みんなが安全安心に生活できるまちづくり

近年、異常気象による災害が各地で頻繁に起きていますが、農地や山林の管理に充分に手が回らず、鳥獣の被害や山林の荒廃による降雨時の洪水や土砂災害の増加、治水力の減退が問題となっています。

地域でできる範囲で事前に防災対策を行うとともに、災害時に住民相互で助け合い協力し合う自主防災組織の連携強化が必要です。

特に、要支援者の保護や避難場所の整備など災害対応の手立てを整えるとともに、普段から地区住民が一堂に会して交流し、絆を深めることで地区全体の人的な防災力を高めていくことも必要です。また、地区の全ての住民が安心して暮らすために、特に子供たちや高齢者が被害にあわないような地区ぐるみの見守り活動も必要です。

3) 地域の宝を活かすまちづくり

服間の良いところは、自然が豊かで、自然に育まれて美味しい農産物が生産され、地区に住む人たちは心優しく、連帯感を持って助け合う人情味ある人間性を持ち、古くから伝わる文化や伝統を大事にしているといったことが上げられますが、その資源が活かされず、また、その伝統を受け継いでいくことも次第に困難になってきています。

このため、観光資源である小次郎生誕地としての服間の情報発信や関連地域との交流、地域の長所を生かした服間ブランドの創造等を通して、若者たちが服間に愛着と誇りを持ち、住みたくなる服間・戻りたくなる服間にしていくことが必要です。特に若者が地区外の若者とも連携してこれらの事業に参画することにより、地区の魅力を再認識し、服間に愛着と誇りを持てるよう地域ぐるみでこれらの活動を応援していくことが大切です。

また、地域の活力向上の観点からも、元気な高齢者が年齢にかかわらず、これまで培った知識・スキル、経験を生かすことのできる場を設けることも必要です。

4. 地区の将来像

将来にわたり、地域の人たちが安心して暮らすことのできる環境を整え、持続的な集落の活性化を実現できるように地域づくりの目標を定めます。

地域づくりの目標

- *相互扶助のコミュニティの形成
- *安全安心で住みよい服間のまちづくり
- *未来に残そう水と緑の住みよいふる里ふくま
- *やさしく思いやりのあるふくまの里づくり

- *ふるさとを愛する青少年を育むふくまの里づくり
- *100まで元気で生きる健康づくり
- *服間を知ってもらおう、来てもらおう

5. 地区自治振興の基本方針

地域を取り巻くさまざまな課題解決や住民の皆さんのニーズに応えるため、7つの基本方針を定め、地区の各町内や各種団体と協力連携し、地域のみなさんと共に参加、実践し、住み続けたい服間の地区づくりを進めていきます。

(基本方針)

みんなでささえ合う いきいきふくまの里づくり

- 1 自治振興会組織の円滑な運営と社会教育事業の推進
- 2 地区の安全防災に備える
- 3 美しく住みよい環境づくり
- 4 明るく楽しく元気良い福祉社会の実現
- 5 明るく活力ある担い手の育成
- 6 100まで健康長生き、笑顔と心の体力づくり
- 7 語り継ごう服間の歴史

6. 事業計画

別紙 事業計画体系表のとおり

ふくま振興会 振興事業計画体系表

みんなでささえ合う いきいき服間の里づくり

No.	部	地区の将来像	基本方針	実現のための事業	事業種別	実施年度		
						4	5	6
1-①	総務広報部	地域独自のコミュニティの形成	自治振興会組織の円滑な運営と社会教育事業の推進	自治振興会運営に関する事業(事務局)	基礎	○	○	○
1-②				広報事業	基礎	○	○	○
1-③				研修事業	基礎	○	○	○
1-④				夏まつり事業	協働	○	○	○
1-⑤				今立4地区連携イベント事業	協働	○	○	○
2-①	防災安全部	安全安心で住みよい服間のまちづくり	地区の安全防災	安全防災環境整備事業	協働	○	○	○
2-②				防災啓発活動事業	協働	○	○	○
2-③				見守り活動事業	協働	○	○	○
2-④				防犯灯補助事業	基礎	○	○	○
3-①	生活環境部	未来に残そう 水と緑の住みよいふるさとふくまの里づくり	美しく住みよい環境づくり	狭隘道路の除排雪に関する事業	基礎	○	○	○
3-②				町内整備事業	協働	○	○	○
3-③				鳥獣対策事業	協働	○	○	○
3-④				雪解けクリーン作戦事業	協働	○	○	○
3-⑤				河川一斉清掃事業	協働	○	○	○
4-①	福祉部	やさしく思いやりのあるふくまの里づくり	明るく楽しく元気良い福祉社会の実現	ふれあいいきいきサロン事業	協働	○	○	○
4-②				おたっしや会(敬老会)	協働	○	○	○
4-③				福祉ネットワーク強化事業	協働	○	○	○
4-④				ふれあい食事サービス事業	協働	○	○	○
5-①	青少年育成部	ふるさとを愛する青少年を育むふくまの里づくり	明るく活力ある担い手の育成	集落子供会活動支援事業	協働	○	○	○
5-②				地域子供教室支援事業	協働	○	○	○
5-③				青少年地域定着促進事業	協働	○	○	○
5-④				新生児地域祝福事業	協働	○	○	○
6-①	健康スポーツ部	100まで元気で生きる健康づくり	笑顔と心の体づくり。	地区体育祭事業	協働	○	○	○
6-②				各種スポーツ愛好者大会事業	協働	○	○	○
6-③				健康づくり事業	協働	○	○	○
6-④				スポーツ育成事業	協働	○	○	○
7-①	歴史文化部	服間を知ってもらおう、来てもらおう	語り継ごう服間の歴史	文化祭事業	協働	○	○	○
7-②				服間のお宝発掘事業	協働	○	○	○
7-③				柳の滝維持管理事業	協働	○	○	○
7-④				服間ブランディング事業	協働	○	○	○

令和4年度 ふくま振興会事業計画(案)

【地区のビジョン】 みんなでささえ合う いきいき服間の里づくり

部会 基本方針	事業名	事業内容及び実施時期
【総務広報部】 自治振興会組織の円滑な運営と社会教育事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自治振興会運営に関する事業 ・広報事業 ・研修事業 ・夏まつり事業 ・今立4地区連携イベント事業 	事務局運営、活動保険、自治連合会他 広報ふくま発行(毎月)、ホームページ 社会教育講座、男女共同参画事業 ふくま夏まつり(8月上旬) えちぜん元気フェスタ
【防災安全部】 地区の安全防災	<ul style="list-style-type: none"> ・安全防災環境整備事業 ・防災啓発活動事業 ・見守り活動事業 ・防犯灯補助事業 	町内防災備品整備補助 防災訓練、防災研修、防災備品整備 服間っ子見守り隊活動 町内管理防犯灯電気料(委託外分)、設置補助
【生活環境部】 美しく住みよい環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・狭隘道路除排雪に関する事業 ・町内整備事業 ・鳥獣対策事業 ・雪解けクリーン作戦事業 ・河川一斉清掃事業 	A路線及びB路線(降雪期) 町内実施の町内環境整備事業への補助 鳥獣害対策エアガン配布・講習会 各町内実施(用品配布)(3月) 各町内実施(費用補助)
【福祉部】 明るく楽しく元気よい福祉社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいいきいきサロン事業 ・おたっしや会事業 ・福祉ネットワークの強化事業 ・ふれあい食事サービス事業 	町内実施サロン活動支援(通年) おたっしや会(9月18日) 町内福祉活動推進支援、福祉研修会など 独居、高齢者世帯配食
【青少年育成部】 明るく活力ある担い手の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・集落子供会活動支援事業 ・地域子供教室支援事業 ・青少年地域定着促進事業 ・新生児地域祝福事業 	各町内子供会活動支援(通年) 子ども教室、のびのび服間っ子活動 新成人の集い、記念撮影(1月) 新生児へのお祝い(通年)
【健康スポーツ部】 笑顔と心の体づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区体育祭事業 ・各種スポーツ愛好者大会事業 ・健康づくり事業 ・スポーツ育成事業 	体育祭(10月上旬) 世代間交流ニュースポーツ大会(12月・3月) 健康まつり、健康講習会など スポーツ活動推進(服間地区スポーツ協会)
【歴史文化部】 語り継ごう服間の歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・文化祭事業 ・服間のお宝発掘事業 ・柳の滝維持管理事業 ・ふくまブランディング事業 	ふくま文化祭(10月中旬) 小次郎公園お花見事業 柳の滝、権現山登山道維持管理 小次郎公園活用イベント開催(協力団体:仁愛大学)

第3号議案

令和4年度
ふくま振興会一般会計

予 算 書 (案)

令和4年4月 1日～令和5年3月31日

(単位：円)

科 目	前年度当初予算額	前年度決算額	当年度予算額	摘 要
収入	7,500,000	10,596,430	8,349,000	
前年度繰越金	1,170,242	1,170,242	1,153,824	令和3年度より
地域自治振興交付金	3,983,000	6,936,000	3,898,000	事業交付金： 3,753,000 除雪交付金： 145,000
会 費	1,115,400	1,104,400	1,104,400	@2,200×502世帯(22町内)
市・県補助金	926,000	926,000	1,926,000	河川一斉清掃事業 : 206,000 生活支援推進事業交付金 : 720,000 安全安心地域社会づくり補助金 : 100,000 鳥獣害対策実践事業補助金 : 900,000
助成金	204,000	211,000	211,000	社協福祉推進員対策事業
参加費・会費	50,000	209,610	50,000	配食サービス・学級参加費
事業収入	50,000	0	0	
その他	1,358	39,178	5,776	預金利息、コピー代、備品貸出料 他
【収入合計】	7,500,000	10,596,430	8,349,000	

科 目	前年度当初予算額	前年度決算額	当年度予算額	摘 要
支出	7,500,000	9,440,968	8,349,000	
総務広報部	2,540,000	1,581,300	2,540,000	
自治振興会運営に関する事業	900,000	634,381	900,000	活動保険、事務局運営費、備品 他
広報事業	160,000	160,000	160,000	「広報ふくま」発行
研修事業	180,000	180,000	180,000	公民館学級(2講座)他
夏まつり事業	1,200,000	606,919	1,200,000	ふくま夏まつり開催費
今立4地区連携イベント事業	100,000	0	100,000	越前げんきフェスタ
防災安全部	400,000	1,035,032	400,000	
安全防災環境整備事業	50,000	469,340	50,000	防災備品整備事業
防災啓発活動事業	50,000	770	50,000	防災訓練、災害時備品補充
防犯灯補助事業	100,000	56,922	100,000	防犯灯電気料金補助・LED防犯灯設置助成
見守り活動事業	200,000	508,000	200,000	見守り活動・防犯カメラ(1台)
生活環境部	703,000	3,684,310	1,585,000	
狭隘道路の除排雪に関する事業	163,000	3,116,475	145,000	除雪作業代(A路線、B路線)
町内整備事業	250,000	302,000	250,000	町内整備事業費助成

令和4年度
ふくま振興会一般会計
令和4年4月1日～令和5年3月31日

予算書（案）

（単位：円）

科目	前年度当初予算額	前年度決算額	当年度予算額	摘要
鳥獣対策事業	30,000	7,688	930,000	鳥獣害対策講習会 鳥獣害対策の実施（エアガン配布）
雪融けクリーン作戦事業	50,000	51,847	50,000	各町内用具配布
河川一斉清掃事業	210,000	206,300	210,000	河川一斉清掃町内助成
福祉部	1,700,000	1,576,590	1,700,000	
ふれあいいいききサロン事業	250,000	240,000	250,000	サロン運営費助成
おたっしや会事業	420,000	368,790	420,000	おたっしや会開催費
福祉ネットワークの強化事業	850,000	825,000	850,000	福祉ネットワーク会議・福祉推進員活動費
ふれあい食事サービス事業	180,000	142,800	180,000	配食サービス
青少年育成部	400,000	310,000	400,000	
集落子供会活動支援事業	70,000	20,000	70,000	子供会活動助成
地域子供教室支援事業	170,000	130,000	170,000	子ども教室・のびのび服間っ子活動等
青少年地域定着促進事業	80,000	70,000	80,000	新成人祝福事業
新生児地域祝福事業	80,000	90,000	80,000	お祝い・記念品
健康スポーツ部	600,000	118,886	600,000	
地区体育祭事業	400,000	0	400,000	体育祭
各種スポーツ愛好者大会事業	90,000	44,718	90,000	世代間交流スポーツ大会
健康づくり事業	50,000	34,568	50,000	健康まつり、健康づくり講習会等
スポーツ育成事業	60,000	39,600	60,000	服間スポーツ協会、ニュースポーツ講習
歴史文化部	800,000	777,850	800,000	
文化祭事業	350,000	230,000	350,000	総合文化祭開催費
服間の宝発掘事業	50,000	47,850	50,000	小次郎公園活動費助成
柳の滝、権現山 観光ロード整備事業	100,000	100,000	100,000	遊歩道・滝周辺・登山道整備費（柳元町）
ふくまブランディング事業	300,000	400,000	300,000	小次郎公園活用イベントの実施 （協力団体：仁愛大学）
予備費	357,000	357,000	324,000	
【支出合計】	7,500,000	9,440,968	8,349,000	
収支差額	0	1,155,462		

第3号議案の補足事項

ふくま振興会の令和4年度事業計画（案）については、ふくま振興会第6期地域自治振興計画に基づき実施を見込んでおりますが、コロナウイルス感染拡大状況を勘案し、各行事予定の2か月前を目途に、「各行事のコロナウイルス感染拡大防止を考慮した内容への見直し」、「事業延期」又は「事業中止」を判断してまいります。

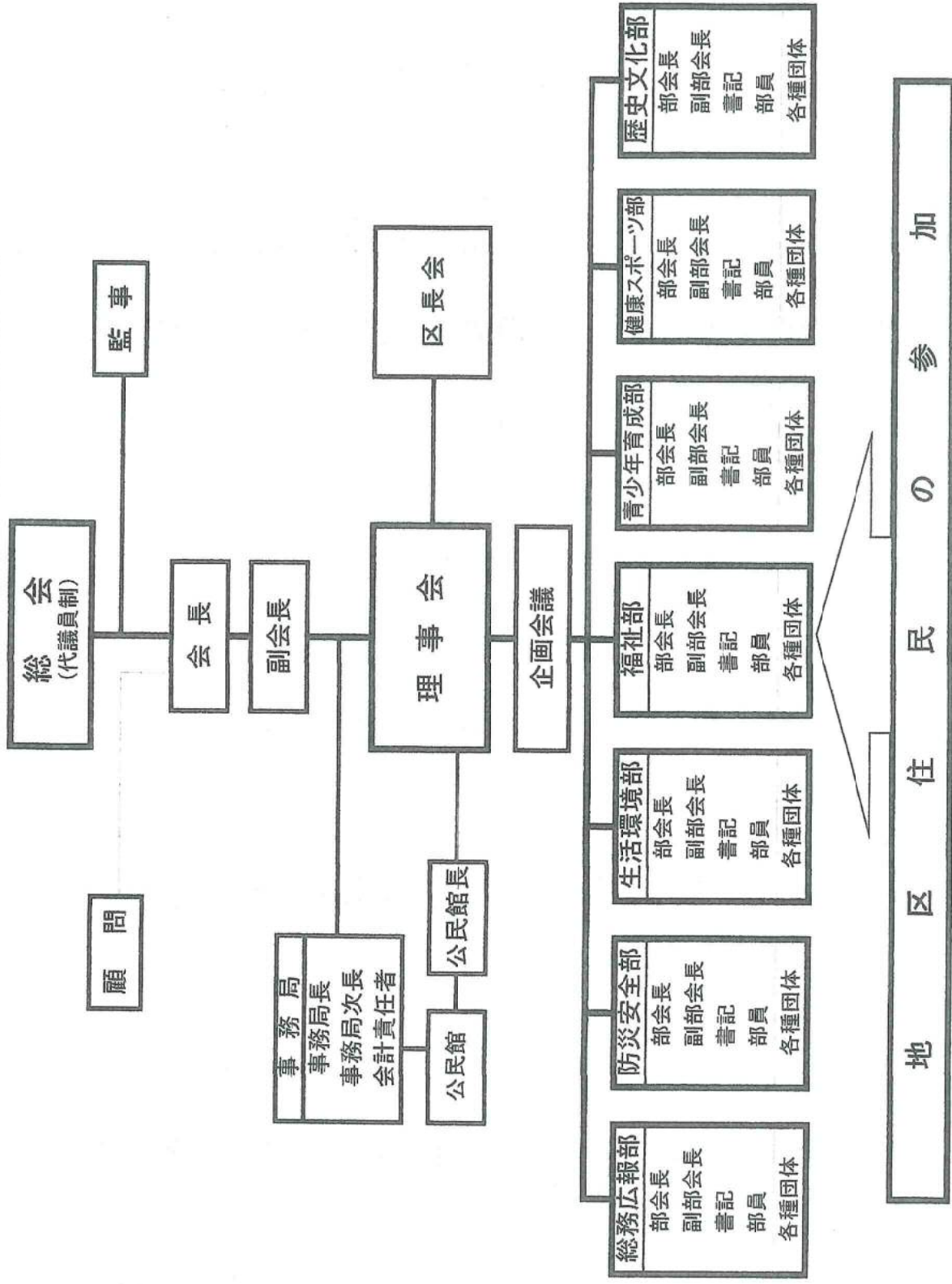
第4号議案

令和4年度ふくま振興会会費（案）について

1世帯 2,200円

会費の納入は、会則第6条第2項の規定に基づき、町内ごとに納入するものとする。町内ごとの世帯数は、各町内の区費徴収世帯とする。

ふくま振興会組織図



ふくま振興会会則

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、服間地区（以下「地区」という。）の住民が行政と協働し、自ら地区の将来像を考え、その実現に向けて行動することによって、住みよいまちづくりの推進と地域自治の振興に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、ふくま振興会（以下「振興会」という。）と称する。

(区域)

第3条 振興会の区域は、越前市服間小学校区内とする。

(事務所の所在地)

第4条 振興会の事務所を、越前市藤木町第12号39番地の1の服間公民館内におく。

(組織)

第5条 振興会の会員は、第3条に規定する区域に住所を有するすべての個人及び振興会の目的に賛同する地区内の事業所とする。

2 振興会は、年齢、性別、社会的地位の差別を排除し、会員の誰もが自由に活動に参加できるものとする。

3 振興会は、若者の積極的な参加を促し、合議制による民主的な組織運営を行うものとする。

(会費)

第6条 振興会の会費は、総会において定めるものとする。

2 会費は、町内ごとに、毎年度6月末までに納入するものとする。

3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず、払い戻さない。

第2章 業務

(事業)

第7条 振興会は、第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域自治振興計画の策定及び見直しに関する事業
- (2) 地区内での広報活動に関する事業
- (3) 安全防災の徹底と住みよい地域づくりに関する事業
- (4) 環境美化と花と緑あふれる町づくりに関する事業
- (5) 地区民の相互扶助による福祉社会づくりに関する事業
- (6) スポーツの振興と健康づくりに関する事業
- (7) 地域参加による青少年健全育成に関する事業
- (8) 伝統文化の継承、歴史の顕彰・保全に関する事業
- (9) 社会教育に関する事業
- (10) その他目的達成に必要な事業

第3章 役員

(役員)

第8条 振興会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 1名
- (6) 会計責任者 1名
- (7) 理事 30名以内

2 会長は、必要があると認めたときは、理事会に諮り顧問をおくことができる。

(役員を選任)

第9条 役員を選出方法は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、会員の中から、役員選考委員会により選考し、理事会において選出し、総会にて承認を得る。
- (2) 事務局長、事務局次長、会計責任者は、会員の中から理事会において決定し、会長が委嘱する。
- (3) 理事は、専門部会の部会長及び各区長並びに服間公民館長とする。
- (4) 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

(役員選考委員会)

第10条 役員選考委員会の委員は、5名以内とし、理事会にて理事の互選により選出し、委員の互選により委員長1名を選出する。

2 役員選考委員会は、会長、副会長、監事の候補者を会員の中より選考し、委員長は理事会に報告する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 会長は、振興会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 監事は、会計、資産の状況及び業務の執行状況を監査し、総会に報告する。なお、理事会に出席し意見を述べることができる。
- (4) 事務局長は、会務を処理し、理事会及び企画会議を運営する。
- (5) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 会計責任者は、振興会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (7) 理事は、理事会を構成し、企画会議及び事務局より付議された事項を審議する。但し、公民館長は社会教育事業の指導・監督を行う。

(行政協力業務委託協定の締結)

第11条の2 会長は、越前市の行政協力業務の委託に関し、区域内の区長を代表して、市と協定を締結することができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は1年とする。ただし、役員に欠員が生じたときは、補完を行うことができるものとし、補完された役員任期は前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、区長として理事の役を担っている場合、その任期は、区長の任期によるものとする。

3 役員再任は、妨げない。ただし、再任は理事を除き通算2回までとする。

4 役員は、任期満了の後も、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、理事会、企画会議及び専門部会とする。

(総会)

第14条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の決議機関であって、この会則に定める事項のほか、振興会の目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 総会の種類は、定期総会及び臨時総会の2種類とする。

3 定期総会は、毎年1回、会長が招集し開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または、理事の2分の1以上の要求があったとき、会長の招集により開催する。

5 総会は、委任状を含め代議員の3分の2以上を超えたとき成立する。

6 総会決議は、出席者及び委任状の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 地域自治振興計画の策定及び見直しの承認

(2) 会則の制定及び改正の承認

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 事業計画策定及び予算の承認

(5) その他総会に付議された事項

8 総会には、議長、書記それぞれ1名及び議事録署名人2名をおく。

9 議長は、出席代議員の中から会長が指名し、書記及び議事録署名人は、議長が指名する。

10 議長は、総会の議事を運営する。

11 書記は、総会の議事について議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名の署名捺印を得るものとする。なお議事録は事務局が保管す

る。

1 2 代議員の数は、別表に定めるところによる。

(1) 代議員の数が複数の町内は、女性を1名以上選任する。

1 3 代議員は、各区長から振興会への届出制とし、その任期は1年とする。ただし、再任は、妨げない。

1 4 会長は、やむを得ない理由により定期総会又は臨時総会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

1 5 会長は、前項の規定による書面による議決を行うときは、あらかじめ書面議決の方法について、次条に規定する理事会において審議し、承認を得なければならない。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計責任者、監事及び理事をもって構成し、会長が招集し、次の事項について審議、決定する。

(1) 振興会運営の基本的な事項

(2) 地域自治振興計画の策定及び見直し

(3) 総会に付議する事項

(4) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、緊急を要する重要な事項について専決することができる。

3 理事会の議長は、会長があたる。

4 理事会の会議録は、事務局長が作成し保管する。

5 会長は、やむを得ない理由により理事会を開催することができないと認めるときは、書面による議決を行うことができる。

6 会長は、前項の規定による審議において、理事会の構成員の過半数の同意の意思表示があったときは、審議事項が承認されたものとみなす。

(企画会議)

第16条 企画会議は、会長、副会長、区長会長、事務局長、事務局次長、会計責任者及び専門部会長をもって構成し、会長が召集し、各専門部会から提案される事項及び事務局より提案される事項について審議し、理事会に提案する。

2 企画会議の議長は、会長があたる。

3 企画会議の議事録は、事務局長が作成し保管する。

(専門部会)

第17条 専門部会は、公募及び各種団体からの選出委員、町内選出の委員をもって構成し、部員の互選により、部会長1名、副部会長若干名、書記1名を選出する。

2 専門部会の部会長の任期は1年とし、再任は、妨げない。ただし、

再任は通算 2 回までとする。

- 3 専門部会は部会長が招集し、事業を企画、調整、運営する。
- 4 専門部会の部会長は、書記に会議録を作成させ、資料とともに事務局に提出するものとする。会議録は事務局において保管する。
- 5 専門部会の名称及び主たる事業は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 総務広報部会
振興会の統括・広報広聴事業・他の専門部会に属さない事業
 - (2) 防災安全部会
地区の安全防災に関する事業
 - (3) 生活環境部会
生活環境の美化及び保全に関する事業
 - (4) 福祉部会
相互扶助による福祉社会の実現に関する事業
 - (5) 健康スポーツ部会
青少年へのスポーツの振興・笑顔と心の体力づくり・有酸素運動の推進に関する事業
 - (6) 青少年育成部会
明るく活力ある青少年を育てるまちづくり事業
 - (7) 歴史文化部会
来て見て楽しむまちづくり事業

第 5 章 会計

(会計)

第 18 条 振興会の経費は、会費、交付金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 振興会の経費は、総会で決議された予算に追加その他変更を加える必要が生じた場合は、理事会の承認により補正予算を調整することができる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会計補佐をおくことができる。
(会計年度)

第 19 条 振興会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終了する。

第 6 章 雑則

(情報等の公開及び広報)

第 20 条 振興会の会議等はすべて公開を原則とし、事業計画、事業報告、予算及び決算についても会員に広く周知するものとする。

2 会員は、振興会の会計帳簿及び議事録または会議記録を閲覧することができる。

(その他)

第 21 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年5月18日より施行する。
- 2 平成18年度の会計年度は、本則の規定にかかわらず、施行の日から平成19年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月27日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成20年4月25日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成24年4月20日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成28年4月28日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成29年4月28日をもって改正する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月25日をもって改正する。
- 2 第12条第3項及び第17条第2項の規定は、平成31年度（2019年度）から適用する。

附 則

- 1 この会則は、令和3年5月9日をもって改正する。

みんなでささえ合う
いきいき服間の里づくり

